

人材紹介契約書

株式会社(以下「甲」という。)と株式会社Sei San Sei(以下「乙」という。)とは、人材紹介サービスの利用に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(サービスの内容)

- 1 甲は、乙に対し、甲の人材採用に関するコンサルティング及び人材紹介(以下「本サービス」という。)を委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、本サービスの遂行として、甲が乙に対して事前に通知した採用計画を踏まえて、乙又は乙と業務提携する有料職業紹介事業者(以下併せて「本エージェント」という。)が探索した人材を選抜し、甲に対して当該人材(以下「本紹介候補者」という。)を紹介し、乙が本紹介候補者を採用するまでの活動を支援するものとする。

第2条(サービス利用料金)

- 1 本契約に基づく本サービスの利用料(以下「本サービス利用料」という。)は、以下のとおりとする。
 - (1) 本サービス利用料は、甲が採用した本紹介候補者(以下「採用決定者」という。)の想定年収金額の35%に相当する金額(税別)とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。
 - (2) 「想定年収金額」とは、基本給、賞与、インセンティブ、みなし残業代、その他一切の諸手当を含む予定年収換算額をいうものとする。なお、賞与は、入社月や試用期間にかかわらず、支給対象期間を満たすものとして算出する。賞与は、雇用契約書・就業規則等の賃金・ボーナス規定等で定められた報酬で、支給条件及び算定方法が定められた定期的に支給が保障された年間報酬を含むものとし、試用期間が存在し、試用期間時の給与と試用期間経過後の給与が異なる場合には、試用期間経過後の最初の月の月額固定給の額を用いて想定年収を算定するものとする。また、賞与の支給の有無が完全に不明の場合、入社する当該応募者と同階級、同職種の社員の前年支給額とする。
- 2 本サービス利用料は、本紹介候補者が入社した時点で発生するものとする。
- 3 乙は、甲に対し、本サービス利用料が発生した後、当該本サービス利用料にかかる請求をするものとする。
- 4 甲は、乙に対し、本サービス利用料を、前項の請求があった日が属する月の翌月末日までに、乙が指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

第3条(本サービス利用料の返金)

- 1 採用決定者が甲に入社日以後6か月以内に、自己都合による退職又は甲の就業規則に基づき懲戒解雇に至った場合、乙は、甲に対し、受領した本サービス利用料を、当該採用決定者が退職した旨の通知を受けた日から1か月以内に、以下の各号の金額を返金するものとする。
 - (1) 入社日から起算し1か月以内の退職 : 本サービス利用料の80%
 - (2) 入社日から起算し1ヶ月を超え3ヶ月以内の退職 : 本サービス利用料の50%
 - (3) 入社日から起算し3ヶ月を超え6ヶ月以内の退職 : 本サービス利用料の20%
- 2 前項の定めにかかわらず、採用決定者の退職が甲の責に帰すべき事由に起因する場合、採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働内容と異なることに起因する場合、採用決定者との間で締結した雇用契約の内容が法令に反していた場合はこの限りではない。

第4条(甲の禁止事項等)

- 1 甲は、本紹介候補者について、乙の事前の書面による承諾がない限り、直接又は間接を問わず、乙を紹介することなく当該人材と接触してはならない。
- 2 甲は、乙が甲に本紹介候補者を紹介した日から1年以内に当該本紹介候補者について他の手段により同一または類似の職種に応募(雇用契約だけでなく派遣契約及び業務委託契約その他の役務を提供する契約を含む。)があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱うものとし、他の手段により応募者が甲に入社した場合であっても、乙の紹介により入社したものとみなし、本紹介候補者にかかる本サービス利用料を、第2条に従い支払うものとする。なお、応募者が紹介元の変更を希望した場合、甲は直ちに乙に対してその旨を通知するものとする。
- 3 甲は、前2項に違反して本紹介候補者を採用し本サービス利用料を支払わなかった場合は、支払うべき本サービス利用料に加えて、違約金として本契約に定める本サービス利用料の額の2倍に相当する額を乙に支払うものとする。なお、違約金算定に理論年収の額が必要となる場合であって、甲が当該理論年収の額を明らかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を理論年収の額とみなすものとする。

第5条(個人情報の取扱い)

- 1 乙は、甲に対し、本紹介候補者を紹介するために必要と認められる限度において、本紹介候補者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報(以下「個人情報」という。)を、開示又は提供するものとする。但し、本紹介候補者が開示を希望しない個人情報については、乙は、甲に対して、開示又は提供しないものとする。
- 2 甲は、乙より提供された個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、甲の採用選考の目的の範囲でのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。
- 3 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲及び甲の役職員以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 4 甲は、本紹介候補者の採用選考業務の全部又は一部を第三者に委託する場合、事前にその旨を乙に通知しなければならない。この場合、甲は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせなければならない。

第6条(求人条件等の開示・公開)

甲は事前に開示又は公開を希望しない旨を指定した場合を除き、甲が求人票に記載した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が本紹介候補者を公募するために乙又は乙の業務提携先が運営、提供又は指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意するものとする。

第7条(表明保証)

乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、職業安定法に基づき有料職業紹介事業の以下の許可を保有していることを表明保証する。

厚生労働大臣許可番号:25-ユ-300311

第8条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに、甲又は乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に同一条件で、1年間契約を更新するものとし、以後も同様とする。

第9条(契約解除)

- 1 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの通知催告をすることなく本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙の技術的能力では本件業務を実施する見込みがないと甲が認めたとき
 - (2) 甲の責に帰すべからざる事由によって本件業務の実施が不可能又は不要になったとき
 - (3) 株主・経営者の変更、主要な従業員の退職等によって、従前と比較して本契約の実施が困難になると甲が認めたとき
 - (4) 債務超過により銀行取引停止処分若しくは差押え、仮差押え、仮処分、競売等の強制執行を受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 自ら振り出し又は引き受けた手形、小切手若しくは電子記録債権が不渡りとなったとき又は支払停止となったとき
 - (7) 破産、会社更生等会社整理の申立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
 - (8) 解散、事業の廃止、事業の全部又は重要な部分の譲渡その他組織再編にかかる決議をしたとき
 - (9) 信用状態が悪化したと甲が認めたとき
 - (10) 本契約又は個別契約の各条項の一つでも違反し、相当の期間を定めて是正を求められたにもかかわらず、是正しないとき
- 2 本条による契約解除は、損害賠償請求を妨げない。

第10条(秘密の保持)

- 1 本条において秘密情報とは、本契約に基づき知り得た相手方の営業上、技術上、事業上の一切の情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」及び複製をした場合の複製物を含む。以下同じ。)をいう。ただし、次の各号に定める情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示の際に既に公知となっている情報
- (2) 開示後、情報受領者の責によらずに公知となった情報
- (3) 情報受領者が開示を受ける前から正当に保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに適法に知得した情報
- (5) 開示後に秘密情報を一切利用することなく独自の開発により知得した情報
- 2 甲及び乙は、秘密情報を、善管注意義務をもって管理するものとし、本契約の有効期間中及びその終了後も第三者(弁護士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者を除く。)に開示若しくは漏洩し、又は本契約上の義務の履行に必要な範囲を超えて使用若しくは複製してはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方から要求があった場合は、速やかに秘密情報を返還しなければならない。
- 4 第2項にかかわらず、裁判所の命令により秘密情報の開示を求められた場合は開示できるものとする。ただし、当該秘密情報の開示前に速やかに相手方に通知し、抗告、異議申立てが可能な際は、相手方が管轄裁判所に抗告若しくは異議申し立てをするために協力するものとする。

第11条(権利義務の譲渡)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約に定める権利義務の全部若しくは一部又は本契約から生じる一切の債権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

第12条(反社会的勢力との無関係)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者若しくはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (2) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ウ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - エ その他上記アからウまでの行為に準ずる行為
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には本契約を何らの催告を要しないで、直ちに解除することができる。
 - (1) 前項第1号又は第2号の確約に反する申告ないし表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項第3号の確約に反し、本契約等を締結したことが判明した場合
 - (3) 前項第4号の確約に反する行為をした場合
- 3 前項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償しなければならない。
- 4 第2項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じた損害について、その相手方に対し一切の請求を行うことはできない。

第13条(準拠法)

本契約は日本法を準拠法とし、日本法により解釈される。

第14条(管轄)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定及び慣習に従うほか、甲及び乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。または、電子的記録を作成して甲乙双方が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年 8月5日

(1) 所在地 :

社名 :

代表者: 印

(2) 所在地 :

滋賀県湖南市夏見1-7

社名 :

株式会社Sei San Sei

代表者:

代表取締役 高橋 央 印